

発地域第121号
平成26年11月17日

自治会長 各位

北栄町長 松本 昭夫
(公印省略)

除雪作業の協力体制について (お願い)

毎年除雪作業につきましては、格別のご協力を頂き誠にありがとうございます。

本年度も除雪の時期が近づきましたが、除雪作業は沿道周辺の方々のご理解とご協力を得ながら、円滑かつ迅速に実施する必要がありますので、下記に留意して頂きご協力をお願いします。

記

1. 路上駐車にご注意を

夜間から早朝にかけては、車道・歩道を問わず路上駐車はしないで下さい。また障害物(看板やプランタ等)も置かないで下さい。

2. 道路に影響する立木等

民地内の立木等が降雪により道路内に張り出し除雪に支障となると想定される場合、事前に伐採して下さい。

3. 除雪の堆積にご理解を

除雪した雪が家屋前に堆積しご迷惑をおかけすることがありますが、各自で除去をお願いします。特に独居の方がおられます場合、配慮頂きますようお願いいたします。

4. 交差点の除排雪にご協力を

町道の交差点部分には雪の壁を作らないよう作業をしますが、概ね2m未満の道路については作業の迅速化を目的に、関係者の方で交差点部分の除排雪をお願いします。

5. タイヤ交換の呼び掛けを

毎年除雪を行った際、前夜に普通タイヤで立ち往生した自動車が路上放置されて、除雪車が周囲に近づけず雪が路上に残った箇所があり、付近通過の方に迷惑となりました。降雪地域として冬用タイヤの準備を早めに行うように、機会を捉えて地区内での呼び掛けをお願いします。

※ 早朝作業のため、行き届かない面があるかと思われます。皆様のご協力をお願いします。

【担当】 役場地域整備課地域整備室
Tel:36-5568 fax:36-4595